

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	税務総合システム 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

奈良県は、税務総合システムにおける特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

奈良県知事

公表日

令和6年3月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税に関する事務
②事務の概要	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち県税の賦課徴収又は地方税のうち県税に関する調査(犯罪事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの 1 納税者からの申告及び届出等による課税管理業務 (法人県民税、法人事業税、個人事業税、不動産取得税、軽油引取税、自動車税種別割等) 2 収納及び課税の情報による収納、還付、充当等を行う収納管理業務 3 滞納者情報による催告書等送付や滞納整理を行う滞納管理業務 4 納税者のあて名情報(基本あて名、税目別あて名、課税別あて名)の管理を行うあて名管理業務 ※納税者からの申告・届出又は調査により課税し、納税通知書等を送付するとともに、納税者が納付した税金を県の歳入として受け入れ、納付額が課税額より多い場合は超過額を還付、納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は督促を行った後、滞納整理を行う。
③システムの名称	税務総合システム
2. 特定個人情報ファイル名	
税務総合システムデータベースファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項 ・自動車税環境性能割の減免申請(地方税法第167条、奈良県税条例第56条の13) ・自動車税種別割の減免申請(地方税法第177条の17、奈良県税条例第63条)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	[提供側] ・提供は行わない [照会側] 番号法第19条第8号 別表第二の28の項 ・自動車税環境性能割の減免のため身体障害者手帳情報を照会(地方税法第167条、奈良県税条例第56条の13) ・自動車税種別割の減免申請のため身体障害者情報を照会(地方税法第177条の17、奈良県税条例第63条)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	奈良県総務部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部法務文書課県政情報公関係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8348 FAX:0742-27-1323
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部税務課 管理係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8364 FAX:0742-26-3674

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 柘井 和也	税務課長 野村 健司	事後	人事異動による修正 (その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告)
平成31年3月8日	IV リスク対策		「リスク対策」に関する記載を追加	事後	特定個人情報保護評価に関する規則の一部改正に伴う変更
平成31年3月8日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 野村 健司	税務課長	事後	特定個人情報保護評価に関する規則の一部改正に伴う変更
平成31年3月8日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部総務課県政情報係	総務部法務文書課県政情報係	事後	組織再編による修正
令和3年3月19日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部法務文書課県政情報係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8348 FAX:0742-27-1323	総務部法務文書課県政情報公関係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8348 FAX:0742-27-1323	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年12月1日	令和3年1月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年12月1日	令和3年1月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月19日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち県税の賦課徴収又は地方税のうち県税に関する調査(犯罪事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの 1 納税者からの申告及び届出等による課税管理業務 (法人県民税、法人事業税、個人事業税、不動産取得税、軽油引取税、自動車税等) 2 収納及び課税の情報による収納、還付、充当等を行う収納管理業務 3 滞納者情報による催告書等送付や滞納整理を行う滞納管理業務 4 納税者のあて名情報(基本あて名、税目別あて名、課税別あて名)の管理を行うあて名管理業務 ※納税者からの申告・届出又は調査により課税し、納税通知書等を送付するとともに、納税者が納付した税金を県の歳入として受け入れ、納付額が課税額より多い場合は超過額を還付、納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は督促を行った後、滞納整理を行う。	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち県税の賦課徴収又は地方税のうち県税に関する調査(犯罪事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの 1 納税者からの申告及び届出等による課税管理業務 (法人県民税、法人事業税、個人事業税、不動産取得税、軽油引取税、自動車税種別割等) 2 収納及び課税の情報による収納、還付、充当等を行う収納管理業務 3 滞納者情報による催告書等送付や滞納整理を行う滞納管理業務 4 納税者のあて名情報(基本あて名、税目別あて名、課税別あて名)の管理を行うあて名管理業務 ※納税者からの申告・届出又は調査により課税し、納税通知書等を送付するとともに、納税者が納付した税金を県の歳入として受け入れ、納付額が課税額より多い場合は超過額を還付、納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は督促を行った後、滞納整理を行う。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の16の項 ・自動車所得税の減免申請(地方税法第128条、奈良県税条例第50条) ・自動車税の減免申請(地方税法162条、奈良県税条例第63条)	番号法第9条第1項 別表第一の16の項 ・自動車環境性能割の減免申請(地方税法第167条、奈良県税条例第56条の13) ・自動車税種別割の減免申請(地方税法第177条の17、奈良県税条例第63条)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[提供側] ・提供は行わない [照会側] 番号法第19条第7号 別表第二の28の項 ・自動車所得税の減免のため身体障害者手帳情報を照会(地方税法第128条、奈良県税条例第50条) ・自動車税の減免申請のため身体障害者情報を照会(地方税法162条、奈良県税条例第63条)	[提供側] ・提供は行わない [照会側] 番号法第19条第8号 別表第二の28の項 ・自動車税環境性能割の減免のため身体障害者手帳情報を照会(地方税法第167条、奈良県税条例第56条の13) ・自動車税種別割の減免申請のため身体障害者情報を照会(地方税法第177条の17、奈良県税条例第63条)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和4年3月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日	令和4年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和4年3月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日	令和4年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和5年3月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年2月1日	令和5年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和5年3月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年2月1日	令和5年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月22日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年2月1日	令和6年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和6年3月22日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年2月1日	令和6年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告